

(3.7.16)

議員の皆様におかれましては、本日、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の早期実施に向けた議案審議のため、7月臨時府議会を招集させていただきましたところ、御多忙の中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

京都府における新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、新規陽性者数や病床使用率等の指標が概ねステージⅡ相当以下になったことから、7月11日をもって、まん延防止等重点措置を解除することといたしました。この間、府民の皆様、事業者の皆様には、感染防止対策に多大なる御理解と御協力を賜ってきたところであり、改めて厚く御礼申し上げますとともに、医療現場の第一線で御奮闘いただいております医療従事者の皆様にも心から感謝を申し上げます。

しかしながら、直近の新規陽性者数には、若い年齢層を中心に再び増加に転じる兆しが見られる中、今後、夏季休暇やお盆の期間を迎え、人の移動や会食の機会の増加が予想されることや、感染力が強いとされるデルタ株への置き換わりが進んでいること、首都圏での感染拡大が全国に波及する恐れがあることなど、様々な懸念材料が存在し、感染リスクの高まりに十分な警戒が必要です。このような予断を許さない状況下で、まん延防止等重点措置から新しい局面に移行するに当たり、引き続き、緊張感をもって感染拡大防止に取り組むため、

改めて、府民の皆様、事業者の皆様に、都道府県をまたぐ往来の自粛や飲食店等における営業時間短縮、人数制限等を行った上でのイベント等の開催などを要請いたしました。引き続き、皆様には御負担をおかけすることとなりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、今回提案させていただいております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案令和3年度一般会計補正予算については、営業時間短縮の要請に御協力いただいた飲食店等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給に係る経費について、総額131億1,700万円の補正を行おうとするものであります。

次に、第2号議案は、損害賠償請求事件に係る控訴につきまして、議会を招集する時間的余裕がないことから、やむを得ず専決処分をしたものであります。

御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。